

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	地方税法関連事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

白山市は、地方税法関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

事務の一部を外部委託しているが、業者選定の際には業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に明記し、万全を期している。

評価実施機関名

白山市長

公表日

令和5年1月5日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	地方税法関連事務						
②事務の内容	1 賦課事務 ① 申告・届出受付事務 ② 課税決定事務 ③ 納税通知書等発送事務 2 徴収事務 ① 収納、還付、充当等の収納管理 ② 滞納状況の調査照会 ③ 滞納者の財産調査照会及び実態調査照会 ④ 納付書等の返戻時の調査						
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;"><選択肢></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 1万人以上10万人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満
<選択肢>							
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満						
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満						
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム							
システム1							
①システムの名称	地方税システム(収納・滞納管理システム含む)						
②システムの機能	1 納税徴収事務 ① 賦課データ管理機能 市市民、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税で賦課及び調定を管理する。 ② 納付データ管理機能 納付された市市民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税の消込処理及び収入を管理する。 ③ 督促・還付・充当機能 賦課データ、給付データにより未過納の抽出及び未納者への督促、過納者への還付・充当の処理をする。 ④ 納付書及び納税証明発行機能 紛失者等への再発行納付書の作成、申請による賦課徴収情報に基づく納税証明書を発行する。 2 個人住民税賦課事務 ① 課税対象者管理機能 課税権のある住民に関する情報を管理する。 ② 当初課税資料管理機能 給与支払報告書や確定申告書等の当初賦課資料の個人特定及び管理を行う。 ③ 課税情報管理機能 当初賦課資料より賦課した所得・控除・税額等の情報を管理する。 ④ 期割情報管理機能 住民税の徴収方法や納期・納期毎の税額の情報を管理する。 ⑤ 扶養情報管理機能 課税資料等から把握できる扶養関係の情報を管理する。 ⑥ 通知書発行機能 納税通知書や特徴税額通知書等を発行する。 ⑦ 証明書発行機能 所得証明書等を発行する。 ⑧ 他団体への通知機能 法令等で定められている通知書(他団体あてに294-3通知や税務署連絡箋等)を発行する。 ⑨ エルタックス機能 ・ 年金保険者との公的年金等の特別徴収事務に必要なデータの送受信を実施する。 ・ 国税庁から送られてくる所得税確定申告書データ等を管理する。 ・ 給与支払報告書、公的年金支払報告書、特別徴収事務に関する申請書(異動届出書等)、税額通知データを送受信し管理する。 ⑩ 国税連携機能 所得税確定申告書等に係るデータ(国税連携データ)を、国税庁から一般社団法人地方税電子化協議会を経由して各地方公共団体へ送信する。 3 軽自動車税賦課事務 ① 課税対象者管理機能 課税権のある住民に関する情報を管理する。 ② 車両異動管理機能 軽自動車等車両の新規登録や廃車処理等の情報を管理する。 ③ 証明書発行機能 原動機付自転車や小型特殊自動車に関する標識交付証明書を発行する。 ④ 減免申請管理機能 市税減免車両に関する情報を管理する。 ⑤ 各種統計資料作成機能 車両情報等の統計資料を管理する						

	<p>4 国民健康保険税関係事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 課税対象者管理機能 課税権のある住民に関する情報を管理する。 ② 課税情報管理機能 所得・固定資産・控除・税額等の課税資料の情報を管理する。 ③ 減免等申請管理機能 国民健康保険の減免・軽減等の世帯に関する情報を管理する。 ④ 賦課・仮計算機能 課税情報等による賦課・試算をする。 ⑤ 期割情報管理機能 国民健康保険の徴収方法や納期・納期毎の税額の情報を管理する。 ⑥ 通知書発行機能 納税通知書や納付書を発行する。 <p>5 固定資産税賦課事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 課税対象者管理機能 課税権のある住民に関する情報を管理する。 ② 家屋評価業務支援機能 家屋調査による情報を入力し、課税標準額を算出及び課税情報を結合する。 ③ 航空写真等閲覧機能 土地の分合筆や地図訂正及び家屋に関する情報を視覚的に確認し、課税内容を適正化する。 ④ 償却資産管理システム 納税者からの申告による償却資産課税情報を管理及び納税者の宛名情報特定等を行い、共通宛名管理を行う。 ⑤ 証明書発行機能 固定資産税や都市計画税に関する証明書を発行する。
<p>③他のシステムとの接続</p>	<p>[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="radio"/>] 宛名システム等 [<input type="radio"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="radio"/>] その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX))</p>
<p>システム2～5</p>	
<p>システム2</p>	
<p>①システムの名称</p>	<p>確定申告システム</p>
<p>②システムの機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 各種データ取込機能 <ul style="list-style-type: none"> ・ 宛名情報取込機能 対象年度の入力処理を行うための宛名情報を取込む。 ・ 課税資料情報取込機能 給与支払報告書情報、年金支払報告書情報を取り込む。 ・ 社会保険料収納情報取込機能 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険の収納情報を取込む。 ② 課税資料情報入力 <ul style="list-style-type: none"> ・ 支払報告書情報入力機能 給与支払報告書情報、年金支払報告書情報を入力する。 ・ 申告情報入力機能 申告内容に基づき所得情報や控除情報を入力し、確定申告書または住民税申告書の作成を行う。 ③ 課税資料チェック機能 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各課税資料の関連チェックを行う。 ④ 当初課税データ作成機能 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人住民税システムで取込まれる当初課税用ファイルの作成を行う。
<p>③他のシステムとの接続</p>	<p>[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="radio"/>] 宛名システム等 [<input type="radio"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
<p>システム3</p>	
<p>①システムの名称</p>	<p>統合宛名システム</p>

②システムの機能	<p>① 宛名番号付番機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 団体内統合宛名番号(以下「統合宛名番号」という。)が未登録の個人について、新規に統合宛名番号を付番する。各事務システムからの統合宛名番号要求に対し、統合宛名番号を付番し、各事務システム及び中間サーバーに対し返却する。 <p>② 宛名情報等管理機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 番号管理システムにおいて宛名情報を統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する。 <p>③ 中間サーバー連携機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中間サーバー、又は中間サーバー端末からの要求に基づき、統合宛名番号に紐づく宛名情報等を通知する。 <p>④ 各事務システム連携機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各事務システムからの要求に基づき、個人番号、又は統合宛名番号に紐づく宛名情報を通知する。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [<input type="radio"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="radio"/>] その他 (中間サーバー)</p>
システム4	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>① 符号管理機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 <p>② 情報照会機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 <p>③ 情報提供機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 <p>④ 各事務システム接続機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中間サーバーと各事務システム、番号管理システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 <p>⑤ 情報提供等記録管理機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 <p>⑥ 情報提供データベース管理機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 <p>⑦ データ送受信機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 <p>⑧ セキュリティ管理機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ セキュリティを管理する。 <p>⑨ 職員認証・権限管理機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 <p>⑩ システム管理機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="radio"/>] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム5	
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
税情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第一(16の項)
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号及び別表第二(27の項) (情報提供の根拠) ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号及び別表第二(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項)
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 納税課・市民税課・資産税課、健康福祉部 保険年金課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	税務調査の対象者
その必要性	市税の公平・公正な賦課徴収業務を行うために必要があるため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (納付、経過記録、誓約、処分、欠損、講座の情報)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ① 識別情報: 対象者を正確に特定するため。 ② 連絡先情報: 賦課決定に際し、対象者の課税要件(賦課期日時点での居住地)を確認するため。また、納税通知書等を送付するため。 ③ 業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国税関係情報: 対象者の確定申告書に基づき、個人住民税の全額を算出するため。 ・ 地方税関係情報: 市税の賦課・徴収に関する情報を把握するため。 ・ 医療保険関係: 個人住民税の控除額を算出するため。 ・ 障害者福祉関係情報: 障害者に係る市税の減免を行うため。 ・ 生活保護・社会福祉関係情報: 生活保護者に関して市税の非課税措置、減免を行うため。 ・ 介護・高齢者福祉関係: 介護保険料の情報に基づき、控除額を算出するため。 ・ 年金関係情報: 公的年金等支払報告書に基づき、個人住民税の税額を算出するため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月以降
⑥事務担当部署	総務部 納税課・市民税課・資産税課、健康福祉部 保険年金課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (eLTAX、国税連携)	
③使用目的 ※	適正な賦課徴収の事務遂行のため	
④使用の主体	使用部署	総務部 納税課・市民税課・資産税課、健康福祉部 保険年金課、美川支所市民福祉課、鶴来支所税務課、河内市民サービスセンター市民サービス課、吉野谷市民サービスセンター市民サービス課、鳥越市民サービスセンター市民サービス課、尾口市民サービスセンター市民サービス課、白峰市民サービスセンター市民サービス課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	① 課税管理に関する事務 申告及び届出等による情報から課税管理を行う。 ② 収納管理に関する事務 収納情報、課税情報等から収納、還付、充当等の収納管理を行う。 ③ 滞納管理に関する事務 賦課された市税に関して、納期限までに完納されないものについて滞納管理業務を行う。 ④ 宛名管理に関する事務 納税者に対する通知や連絡を行う場合、最新の宛名管理を行う。	
情報の突合	納税義務者の特定や市税の減免等を行うため、申告等の情報と入手した情報を突合する。	
⑥使用開始日	平成28年1月4日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件	
委託事項1		
システムの運用		
①委託内容	磁気ディスクによる事務運用を安全確実にを行うために、必要な範囲で特定個人情報ファイルの管理を委託	
②委託先における取扱者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名 (株)石川コンピュータ・センター		
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2		
納税通知書等作成封入封緘業務委託(個人市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税)		
①委託内容	納税通知書等の印刷、封入封緘	
②委託先における取扱者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名 (株)石川コンピュータ・センター		
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等により判断の上、本市、委託業者、再委託業者の間で個人情報の機密保持に関する協定を結び、委託業者に第三者への委託承諾申請書を提出させ協定を結ぶ。
	⑥再委託事項	損紙の破棄
委託事項3		
地方税電子申告支援サービス運用委託業務		
①委託内容	地方税の電子申告に関連して、一般社団法人地方税電子化協議会が運営するeLTAXポータルセンターと連携し、LGWAN回線を利用して、本市に設置する審査システム操作端末と登録先委託業者が運営するデータセンター内に設置された審査システムサーバーとを接続して、電子申告・国税連携データ等の審査及びデータの保管等を行う業務	
②委託先における取扱者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ		
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等により判断の上、本市、委託業者、再委託業者の間で個人情報の機密保持に関する協定を結び、委託業者に第三者への委託承諾申請書を提出させ協定を結ぶ。
	⑥再委託事項	審査及び年金特徴、共通納税、国税連携サービスの利用における現地対応作業
委託事項6～10		

委託事項11～15	
委託事項16～20	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input type="radio"/>] 提供を行っている (63) 件 [<input type="radio"/>] 移転を行っている (24) 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない
提供先1	番号法別表第2に定める情報照会者(別紙1参照。62件)
①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第2(別紙1参照)
②提供先における用途	番号法別表第2に定める事務(別紙1参照)
③提供する情報	番号法別表第2に定める特定個人情報のうち地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の依頼を受ける都度
提供先2～5	
提供先2	白山市教育委員会(学校教育課)
①法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1の26の項並びに第19条第7号及び別表第2の37の項
②提供先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	総所得金額等
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	②の用途に掲げる事務の対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (庁内連携システム)
⑦時期・頻度	照会を受ける都度
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	機関内組織(別紙2参照。24件)
①法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1(別紙2参照)
②移転先における用途	番号法別表第1に定める事務(別紙2参照)
③移転する情報	地方税その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の用途に掲げる事務の対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受ける都度
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	株式会社石川コンピュータ・センター データセンター内(セキュリティゲードによる入退室管理) 生体認証を用いた電子錠で入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【納税】

<収納情報>

1.税目 2.納税義務者番号 3.所有者宛先番号 4.標識番号漢字 5.特徴の納期特例 6.決定延滞金額計 7.期別数 8.課税年度 9.納税管理人番号 10.基礎年金番号 11.軽自動車番号 12.延滞金減免率 13.納付すべき督促手数料計 14.通知書番号 15.種類区分 16.調定年度 17.軽自種別 18.決算済欠損済サイン 19.更正事由コード 20.更正決定年月日 21.共有代表者番号 22.課税対象年度 23.介護所得段階 24.課税額計 25.更正発生日

<期別情報>

1.期別決算済欠損済サイン 2.決定延滞金額 3.納期限 4.記事終了解除年月日 5.期別 6.収納額内訳1~2 7.延滞金 8.計上年月日 9.充当先税目 10.充当先通知書番号 11.充当先督促手数料 12.支店コード 13.収納員コード 14.課税額 15.納付すべき督促手数料 16.記事コード 17.記事漢字 18.納付区分 19.報奨金 20.納付年月日 21.充当先課税年度 22.充当先収納額 23.充当先還付加算金 24.科目コード 25.取消区分 26.課税額内訳 27.記事年月日 28.記事作成区分 29.収納方法 30.督促手数料 31.束NO 32.充当先延滞金 33.充当先束NO 34.口座番号 35.取消年月日 36.記事終了解除コード 37.記事取消区分 38.収納額 39.還付加算金 40.歳出還付サイン 41.充当先期別 42.充当先報奨金 43.銀行コード 44.納付書番号

<口座情報>

1.宛名番号 2.振替税目 3.銀行番号 4.支店番号 5.科目 6.口座番号 7.名義人 8.電話番号区分 9.電話番号 10.受付番号 12.受付場所 13.受付年月日 14.申込年月日 15.課税番号 16.開始年月日 17.停止理由 18.停止年月日 19.開始年度 20.開始期別 21.振替区分

<納税組合情報>

1.税目 2.納税組合番号 3.開始日 4.終了日 5.開始受付日 6.終了受付日 7.受付日

<宛名情報>

1.宛名番号 2.宛先区分 3.宛先名カナ 4.宛先名漢字 5.性別 6.生年月日 7.続柄コード 8.郵便番号 9.住所コード 10.住所カナ 12.番地カナ 13.方書カナ 14.様方カナ 15.住所漢字 16.番地漢字 17.方書漢字 18.様方漢字 19.世帯処理番号 20.行政区 21.住定日 22.住定事由 23.住民となった日 24.住民となった事由 25.消除日 26.消除事由 27.転出予定日 28.転出確定日 29.異動日 30.送付先宛先名 31.送付先住所 32.電話番号 33.個人番号

<滞納宛名情報>

1.宛先番号 2.郵便番号 3.電話番号 4.内線番号 5.FAX番号 6.メール番号 7.職業職種 8.職業役職 9.調査日 10.回答日 11.解除日 12.解除事由

<経過情報>

1.交渉日 2.交渉時間 3.交渉コード 4.場所 5.面談者 6.経過内容 7.対応課 8.対応者 9.接触有無

<経過帳票記録>

1.発送日 2.調査日 3.金基準日 4.返戻日 5.公示有無 6.公示送達日 7.発行内容 8.事件番号

<経過徴収金>

1.徴収区分 2.徴収税目 3.徴収年度 4.徴収額 5.徴収件数

<経過約束>

1.約束日(開始・終了) 2.約束時間(開始・終了) 3.約束履行区分 4.約束額 5.約束内容

<欠損情報>

1.欠損番号 2.処分区分 3.整理番号 4.処分日 5.法律区分 6.欠損事由 7.解除日 8.解除事由 9.解除理由 10.起案日 11.決済日 12.文書番号 13.欠損顛末区分 14.欠損顛末調査日 15.欠損顛末内容

<処分計画計算書情報>

1.処分番号 2.計算書番号 3.計算書区分 4.支給日 5.支給額 6.所得税額 7.住民税額 8.社会保険料 9.扶養控除 10.控除額5号 11.差押額 12.賞与支給額 13.賞与分所得税額 14.賞与分住民税額 15.賞与分社会保険料 16.賞与控除額5号 17.賞与差押額

<処分計画明細情報>

1.納付回数 2.納付予定日 3.納付書番号 4.未納額(本税・税割・均割・督促手数料・延滞金・加算金) 5.計画日 6.解除日

<処分財産情報>

1.処分番号 2.財産詳細区分 3.財産番号 4.解除日 5.解除事由 6.解除理由 7.解除日(同時) 8.解除事由(同時) 9.解除理由(同時) 10.換価予定日 11.換価予定額 12.換価日 13.換価額 14.配当日 15.配当時間 16.配当額 17.処分費 18.公売日 19.公売額

<処分事件番号>

1.処分番号 2.区分 3.年度 4.記号 5.番号 6.名称

<処分情報>

1.処分区分 2.財産区分 3.処分日 4.処分時間 5.登録機関受付日 6.登録機関受付番号 7.執行機関差押日 8.破産区分 9.破産開始日 10.包括禁止命令(自・至) 11.要求の終期 12.求意見書受理日 13.続行決定日 14.解除日 15.解除事由 16.解除理由 17.換価予定日 18.換価予定額 19.換価日 20.換価額 21.配当日 22.配当時間 23.配当額 24.処分費 25.公売日 26.公売額 27.起案日 28.決裁日 29.文書番号

<処分停止情報>

1.停止番号 2.処分区分 3.整理番号 4.処分日 5.法律区分 6.停止事由 7.解除日 8.解除事由 9.解除理由 10.起案日 11.決裁日 12.顛末区分 13.停止番号 14.執行停止顛末区分 15.執行停止顛末調査日 16.執行停止顛末内容 17.住民登録日 18.実態調査結果区分 19.実態調査日 20.実態調査方法 21.実態調査先 22.調査結果区分 23.相続調査日 24.相続調査方法 25.生活保護の運用(区分) 26.生活扶助 27.医療扶助 28.住宅扶助 29.教育扶助 30.その他扶助 31.生活保護確認日 32.世帯最低生活費 33.世帯収入 34.督促区分 35.催告区分 36.催告送達回数 37.催告返戻回数 38.不動産調査結果 39.不動産調査日 40.不動産調査先 41.預貯金調査結果 42.預貯金調査日 43.生命保険等調査結果 44.生命保険等調査日 45.その他の資産調査結果 46.その他の資産調査日 47.収入調査結果 48.収入調査日 49.第5項適用事由(死亡) 50.死亡年月日 51.相続人区分 52.第5項適用事由(事件終了) 53.事件終了年月日 54.破産宣告年月日 55.第5項適用事由(倒産) 56.調査年月日 57.調査方法 58.第5項適用事由

<処分配当充当明細情報>

1.事業年度(自・至) 2.未納額(本税・税割・均割・督促手数料・延滞金・加算金) 3.充当額(本税・税割・均割・督促手数料・延滞金・加算金) 4.処分区分 5.処分日 6.解除日 7.換価日 8.免除期間(開始日・終了日) 9.免除試算額(延滞金) 10.繰上納期限(日・時間) 11.納期限 12.法定納期限 13.計上年月日 14.納付年月日

<処分明細情報>

1.未納額(本税・税割・均割・督促手数料・延滞金・加算金) 2.繰上納期限(日・時間) 3.免除期間(開始日・終了日) 4.免除前・後額(延滞金)

<滞納編上情報>

市町村上情報

1. 繰上番号 2. 処分日 3. 繰上納期限(日・時間) 4. 法律区分 5. 繰上事由 6. 繰上理由 7. 解除日 8. 解除事由 9. 解除理由 10. 起案日 11. 決裁日 12. 文書番号

<納付計画(処分情報含む)>

1. 分納番号 2. 計画番号 3. 計画日 4. 納付方法 5. 場所 6. 解除日 7. 解除事由 8. 解除理由 9. 内入れ額(本税・税割・均割・督促手数料・延滞金・加算金) 10. 計画額(本税・税割・均割・督促手数料・延滞金・加算金) 11. 計画計算方法 12. 計画開始年月 13. 計画終了年月 14. 計画区分 15. 計画定例日 16. 計画回数 17. 計画分納額 18. 延滞金計算方法 19. 延滞金基準日 20. 延滞金期日 21. 延滞金減免率 22. 延滞金上限 23. 増減月 24. 増減額 25. 変更年月 26. 変更額 27. 分納額 28. 起案日 29. 決裁日 30. 文書番号

<納付受託>

1. 処分日 2. 処分区分 3. 解除日 4. 解除事由 5. 解除理由 6. 証券種類 7. 証券枚数 8. 証券番号 9. 証券金額 10. 取立費用 11. 支払日 12. 振出人 13. 振出地 14. 支払人 15. 支払地 16. 引受人 17. 引受住所 18. 裏書人 19. 裏書住所 20. 換価日 21. 延滞金基準日 22. 起案日 23. 決裁日 24. 文書番号

<配当・充当情報>

1. 処分番号 2. 処分区分 3. 財産区分 4. 財産番号 5. 処分日 6. 前処分日 7. 登録機関受付日 8. 登録機関受付番号 9. 執行機関差押日 10. 破産区分 11. 破産開始日 12. 包括禁止命令(自・至) 13. 解除日 14. 解除事由 15. 解除理由 16. 換価予定日 17. 換価予定額 18. 換価日 19. 換価額 20. 配当日 21. 配当時間 22. 配当額 23. 処分費 24. 重加算額 25. 配当文書 26. 充当日 27. 充当金額 28. 残高 29. 残余金 30. 充当文書 31. 公売日 32. 公売額 33. 起案日 34. 決裁日

<分納情報>

1. 分納番号 2. 処分区分 3. 処分日 4. 処分時間 5. 解除日 6. 解除事由 7. 解除理由 8. 内入れ額(本税・税割・均割・督促手数料・延滞金・加算金) 9. 誓約額(本税・税割・均割・督促手数料・延滞金・加算金) 10. 起案日 11. 決裁日 12. 文書番号

<免除情報>

1. 免除番号 2. 処分日 3. 法律区分 4. 免除事由 5. 免除期間(開始日・終了日) 6. 申請日 7. 発送日 8. 解除日 9. 解除事由 10. 解除理由 11. 起案日 12. 決裁日 13. 文書番号 14. 担保内容 15. 担保提供日 16. 担保評価額

<財産不動産情報>

[家屋] 1. 財産番号 2. 所在地 3. 地番 4. 種類 5. 床面積 6. 構造 7. 家屋番号 8. 建物の名称 9. 建築年月日 10. 不動産番号 11. 床区分(地上・地下) 12. 床階数 13. 専有部分(床区分(地上・地下)) 14. 床階数 15. 床面積

[給与] 1. 調査差押日 2. 調査差押解除日 3. 勤務先名称 4. 担当所属 5. 担当者 6. 電話番号 7. 給与日 8. 支給月 9. 支給額 10. 所得税額 11. 住民税額 12. 社会保険料 13. 扶養人数 14. 金融機関名 15. 金融機関支店名 16. 口座科目 17. 口座番号 18. 口座名義人

[権利者] 1. 権利者番号 2. 権利種別 3. 順位 4. 債権額 5. 原因日 6. 設定日

[電話加入] 1. 電話番号 2. 設置場所 3. 氏名 4. 住所 5. 受付日 6. 受付番号 7. 質権受付日 8. 質権受付番号 9. 質権者氏名 10. 質権者住所 11. 質権登録債権額 12. 質権差押通知日 13. 質権証明日 14. 質権証明債権額 15. 引継有無 16. 加入権調査区分 17. 原簿閲覧日

[土地] 1. 財産番号 2. 所在地 3. 地番 4. 種類 5. 地目 6. 地積 7. 敷地権

[附属建物] 1. 附属番号 2. 附属符号 3. 種類 4. 構造 5. 床区分(地上・地下) 6. 床階数 7. 床面積

[保険] 1. 会社名 2. 担当者名 3. 電話番号 4. 種類 5. 証券番号 6. 契約者名 7. 被保険者 8. 受取人 9. 満期保険額 10. 満期日 11. 死亡・損害時受取人 12. 死亡・損害時保険額 13. 契約書作成日 14. 契約区分 15. 保険期間終了日 16. 保険料区分 17. 保険料 18. 保険料支払日 19. 貸付日 20. 貸付額 21. 返戻日 22. 返戻額 23. 積立配当日 24. 積立配当額 25. 解約日 26. 解約支払額 27. 解約済支払日 28. 金融機関名 29. 金融機関支店名 30. 口座科目 31. 口座番号 32. 口座名義人

[預金] 1. 銀行名 2. 支店名 3. 代表者名 4. 連絡先 5. 担当者 6. 預貯金区分 7. 口座番号 8. 口座名義人 9. 預貯金額 10. 満期日 11. 貸付有無 12. 貸付現在日 13. 貸付額 14. 保護預り有無 15. 保護預り現在日 16. 出資有無 17. 出資口数 18. 出資金 19. 出資番号

【個人住民税】

<当初データ情報>

1. 整理番号 2. 内特区分 3. 資料区分 4. 事業所番号 5. 冊番 6. 連番 7. 納税者順序 8. 受給者番号 9. 生年月日 10. 就退区分 11. 就退月 12. 就退日 13. 控配 14. 夫有り 15. 未成年 16. 扶養人数 特定 17. 扶養人数 老人(内同居) 18. 扶養人数 老人 19. 扶養人数 その他(内年少) 20. 扶養人数 その他 21. 扶養障害 特別(内同居) 22. 扶養障害 特別 23. 扶養障害 普通 24. 本人該当 障害 25. 本人該当 老年者 26. 本人該当 寡婦(夫) 27. 本人該当 勤労学生 28. 専従者 青白区分 29. 専従者 配偶者 30. 専従者 人員 その他 31. 均等割区分 32. 非課税区分 33. 乙欄 34. 課税資料 給報枚数 35. 課税資料 市町村申告区分 36. 課税資料 確定申告区分 37. 課税資料 調査資料区分 38. 課税資料 年金枚数 39. 申告区分 40. 徴収区分 41. エラーサイン 42. 老年者サイン 43. 内普サイン 44. 合算後事業所番号 45. 記号金額エリア コード1 46. 記号金額エリア 金額1 47. 記号金額エリア コード2 48. 記号金額エリア 金額2 49. 記号金額エリア コード3 50. 記号金額エリア 金額3 51. 記号金額エリア コード4 52. 記号金額エリア 金額4 53. 記号金額エリア コード5 54. 記号金額エリア 金額5 55. 記号金額エリア コード6 56. 記号金額エリア 金額6 57. 記号金額エリア コード7 58. 記号金額エリア 金額7 59. 記号金額エリア コード8 60. 記号金額エリア 金額8 61. 記号金額エリア コード9 62. 記号金額エリア 金額9 63. 記号金額エリア コード10 64. 記号金額エリア 金額10 65. 記号金額エリア コード11 66. 記号金額エリア 金額11 67. 記号金額エリア コード12 68. 記号金額エリア 金額12 69. 記号金額エリア コード13 70. 記号金額エリア 金額13 71. 記号金額エリア コード14 72. 記号金額エリア 金額14 73. 記号金額エリア コード15 74. 記号金額エリア 金額15 75. 記号金額エリア コード16 76. 記号金額エリア 金額16 77. 記号金額エリア コード17 78. 記号金額エリア 金額17 79. 記号金額エリア コード18 80. 記号金額エリア 金額18 81. 記号金額エリア コード19 82. 記号金額エリア 金額19 83. 記号金額エリア コード20 84. 記号金額エリア 金額20 85. 国保所得把握区分 86. サービス項目1 87. サービス項目2 88. サービス項目3 89. サービス項目4 90. 合算サイン 91. 合算注意サイン 92. サイン1 93. サイン2 94. サイン3 95. フラグ1 96. フラグ2 97. フラグ3 98. 合算資料区分1 99. 合算冊番1 100. 合算連番1 101. 合算資料区分2 102. 合算冊番2 103. 合算連番2 104. 合算資料区分3 105. 合算冊番3 106. 合算連番3 107. 合算資料区分4 108. 合算冊番4 109. 合算連番4 110. 合算資料区分5 111. 合算冊番5 112. 合算連番5 113. 合算資料区分6 114. 合算冊番6 115. 合算連番6 116. 合算資料区分7 117. 合算冊番7 118. 合算連番7 119. 合算資料区分8 120. 合算冊番8 121. 合算連番8 122. 合算資料区分9 123. 合算冊番9 124. 合算連番9 125. 合算資料区分10 126. 合算冊番10 127. 合算連番10 128. 更新職員 129. 更新日付 130. 控配(同居特別障害者) 131. 更新端末 132. 更新番所区分 133. 摘要 134. 記号金額エリア コード21 135. 記号金額エリア 金額21 136. 記号金額エリア コード22 137. 記号金額エリア 金額22 138.

記号金額エリア コード23 139.記号金額エリア 金額23 140.記号金額エリア コード24 141.記号金額エリア 金額24 142.記号金額エリア
コード25 143.記号金額エリア 金額25 144.記号金額エリア コード26 145.記号金額エリア 金額26 146.記号金額エリア コード27 147.記号
金額エリア 金額27 148.記号金額エリア コード28 149.記号金額エリア 金額28 150.記号金額エリア コード29 151.記号金額エリア 金額29
152.記号金額エリア コード30 153.記号金額エリア 金額30 154.居住開始年月日1 155.住宅控除適用区分1 156.居住開始年月日2 157.
住宅控除適用区分2 158.契約日1 159.特定取得1 160.契約日2 161.特定取得2 162.個人番号 163.事業所法人番号

<当初エントリー情報>

1.エントリーキー 2.整理番号 3.内特区分 4.資料区分 5.事業所番号 6.枝番 7.特徴サイン 8.冊番 9.連番 10.納税者順序 11.受給者番号
12.生年月日 13.就退区分 14.就退月 15.就退日 16.控配 17.夫有り 18.未成年 19.扶養人数 特定 20.扶養人数 老人(内同居) 21.扶養
人数 老人 22.扶養人数 その他(内年少) 23.扶養人数 その他 24.扶養障害 特別(内同居) 25.扶養障害 特別 26.扶養障害 普通 27.本人
該当 障害 28.本人該当 老年者 29.本人該当 寡婦(夫) 30.本人該当 勤労学生 31.専従者 青白区分 32.専従者 配偶者 33.専従者 人員
その他 34.均等割区分 35.非課税区分 36.乙欄 37.課税資料 給報枚数 38.課税資料 市町村申告区分 39.課税資料 確定申告区分 40.
課税資料 調査資料区分 41.課税資料 年金枚数 42.申告区分 43.徴収区分 44.エラーサイン 45.老年者サイン 46.内普サイン 47.合算後
事業所番号 48.記号金額エリア コード1 49.記号金額エリア 金額1 50.記号金額エリア コード2 51.記号金額エリア 金額2 52.記号金額エ
リア コード3 53.記号金額エリア 金額3 54.記号金額エリア コード4 55.記号金額エリア 金額4 56.記号金額エリア コード5 57.記号金額エ
リア 金額5 58.記号金額エリア コード6 59.記号金額エリア 金額6 60.記号金額エリア コード7 61.記号金額エリア 金額7 62.記号金額エ
リア コード8 63.記号金額エリア 金額8 64.記号金額エリア コード9 65.記号金額エリア 金額9 66.記号金額エリア コード10 67.記号金額エ
リア 金額10 68.記号金額エリア コード11 69.記号金額エリア 金額11 70.記号金額エリア コード12 71.記号金額エリア 金額12 72.記号金額
エリア コード13 73.記号金額エリア 金額13 74.記号金額エリア コード14 75.記号金額エリア 金額14 76.記号金額エリア コード15 77.記号
金額エリア 金額15 78.記号金額エリア コード16 79.記号金額エリア 金額16 80.記号金額エリア コード17 81.記号金額エリア 金額17 82.
記号金額エリア コード18 83.記号金額エリア 金額18 84.記号金額エリア コード19 85.記号金額エリア 金額19 86.記号金額エリア コード
20 87.記号金額エリア 金額20 88.国保所得把握区分 89.サービス項目1 90.サービス項目2 91.サービス項目3 92.サービス項目4 93.合
算サイン 94.合算注意サイン 95.サイン1 96.サイン2 97.サイン3 98.フラグ1 99.フラグ2 100.フラグ3 101.合算資料区分1 102.合算冊番1
103.合算連番1 104.合算資料区分2 105.合算冊番2 106.合算連番2 107.合算資料区分3 108.合算冊番3 109.合算連番3 110.合算資料
区分4 111.合算冊番4 112.合算連番4 113.合算資料区分5 114.合算冊番5 115.合算連番5 116.合算資料区分6 117.合算冊番6 118.合算
連番6 119.合算資料区分7 120.合算冊番7 121.合算連番7 122.合算資料区分8 123.合算冊番8 124.合算連番8 125.合算資料区分9 126.
合算冊番9 127.合算連番9 128.合算資料区分10 129.合算冊番10 130.合算連番10 131.更新職員 132.更新日付 133.控配(同居特別障
害者) 134.更新端末 135.更新場所区分 136.摘要 137.カナ氏名 138.前職区分 139.イメージNo. 140.合算済サイン 141.納税者番号 142.カ
ナ氏名エラーフラグ 143.記号金額エリア コード21 144.記号金額エリア 金額21 145.記号金額エリア コード22 146.記号金額エリア 金
額22 147.記号金額エリア コード23 148.記号金額エリア 金額23 149.記号金額エリア コード24 150.記号金額エリア 金額24 151.記号金
額エリア コード25 152.記号金額エリア 金額25 153.記号金額エリア コード26 154.記号金額エリア 金額26 155.記号金額エリア コード27
156.記号金額エリア 金額27 157.記号金額エリア コード28 158.記号金額エリア 金額28 159.記号金額エリア コード29 160.記号金額エ
リア 金額29 161.記号金額エリア コード30 162.記号金額エリア 金額30 163.年金保険者 164.居住開始年月日1 165.住宅控除適用区分1
166.居住開始年月日2 167.住宅控除適用区分2 168.契約日1 169.特定取得1 170.契約日2 171.特定取得2 172.個人番号 173.事業所法
人番号

<扶養情報>

1.課税年度 2.扶養者整理番号 3.連番 4.扶養者氏名 5.被扶養者氏名 6.被扶養者生年月日 7.扶養親族区分 8.扶養親族同居区分 9.扶
養控除 10.障害者区分 11.障害者同居区分 12.障害者控除 13.更新職員 14.更新日付 15.更新端末 16.更新場所区分 17.住登外区分
18.被扶養者個人番号

【軽自動車税】

<軽自動車情報>

1. 標識番号 2. 標識番号 車両コード 3. 標識番号 かな 4. 標識番号 連番 5. 車種コード 6. 履歴番号 7. 所有者整理番号 8. 登録事由
9. 登録年月日 10. 名義変更事由 11. 名義変更年月日 12. 廃車事由 13. 廃車年月日 14. 車体番号 15. 原動機番号 16. 認定番号
17. 型式 18. 車名コード 19. 形状コード 20. 年式 21. 排気量 22. 排気量コード 23. 住所コード 24. 番地 25. リース所有者整理番号
26. 譲渡者整理番号 27. 課税依頼フラグ 28. 課税依頼市町村コード 29. 代納者区分 30. 代納者整理番号 31. 非課税フラグ 32. 減免
コード 33. 滞納フラグ

<課税情報>

1.課税年度 2.収納整理番号 3.納税者整理番号 4.課税用代納者区分 5.課税用代納者整理番号 6.課税用非課税フラグ 7.課税用減免
コード 8.課税用滞納フラグ 9.税額 10.旧車両コード 11.旧かな 12.旧連番 13.新車両コード 14.新かな 15.新連番 16.異動事由 17.異動年
月日 18.届出年月日 19.データ削除フラグ 20.最新フラグ 21.syクイン番号 22.更新年月日 23.更新端末 24.更新場所区分 25.旧市町村区
分 26.課税用旧市町村区分 27.初度検査年月

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【国民健康保険税】

<賦課状況>

1.課税年度 2.記号番号 3.世帯番号 4.郵便番号 5.課税区分 6.住所 7.世帯主名 8.世帯状況 9.世帯区分 10.世帯種別 11.軽減区分 12.電話番号 13.異動日 14.氏名 15.No. 16.続柄 17.非自発的失業 18.旧国保被扶養者軽減 19.住民登録 20.整理番号 21.生年月日 22.取得日 23.喪失日 24.取得事由 25.喪失事由 26.医療分賦課 27.介護分賦課 28.特定世帯軽減 29.特定継続世帯軽減 30.軽減判定所得 31.基準所得 32.所区 33.資産税額 34.申区 35.基準所得 36.資産税 37.被保数 38.賦課合計 39.軽減・減免 40.限度超過額 41.年間保険税 42.普徴 43.1期 44.2期 45.3期 46.4期 47.5期 48.6期 49.7期 50.8期 51.9期 52.10期 53.11期 54.12期 55.13期 56.14期 57.特徴 58.1期 59.2期 60.3期 61.4期 62.5期 63.6期

<課税詳細>

1.記号番号 2.世帯番号 3.現住所 4.世帯主名 5.状況 6.区分 7.種別 8.対象年度 9.課税状況 10.前期高齢者No. 11.氏名 12.月 13.区分 14.世帯員No. 15.整理番号 16.氏名 17.生年月日 18.性 19.存在 20.月 21.区分

<賦課資格メンテ>

1.対象年度 2.No. 3.整理番号 4.氏名 5.生年月日 6.国保資格賦課 7.4月 8.5月 9.6月 10.7月 11.8月 12.9月 13.10月 14.11月 15.12月 16.1月 17.2月 18.3月 19.4月 20.5月 21.6月 22.退職該当賦課 23.4月 24.5月 25.6月 26.7月 27.8月 28.9月 29.10月 30.11月 31.12月 32.1月 33.2月 34.3月 35.4月 36.5月 37.6月 38.2号資格賦課 39.4月 40.5月 41.6月 42.7月 43.8月 44.9月 45.10月 46.11月 47.12月 48.1月 49.2月 50.3月 51.4月 52.5月 53.6月 54.後期高齢軽減賦課 55.4月 56.5月 57.6月 58.7月 59.8月 60.9月 61.10月 62.11月 63.12月 64.1月 65.2月 66.3月 67.4月 68.5月 69.6月 70.旧市町村区分賦課 71.4月 72.5月 73.6月 74.7月 75.8月 76.9月 77.10月 78.11月 79.12月 80.1月 81.2月 82.3月 83.4月 84.5月 85.6月

<所得・資産要件>

1.記号番号 2.整理番号 3.扶養情報 4.世帯番号 5.住所 6.氏名 7.性別 8.生年月日 9.電話番号 10.郵便番号 11.履歴番号 12.異動事由 13.異動事由 14.異動日 15.届出日 16.区分非課税区分 17.所得区分 18.申告区分 19.青白区分 20.No. 21.所得の内訳 22.金額 23.所得給与収入額 24.公的年金収入額 25.長期譲渡控除額 26.長期譲渡後額 27.短期譲渡控除額 28.短期譲渡後額 29.その他の所得額 30.譲渡法文コード 31.給与所得額 32.雑所得公的年金 33.給与年金外所得 34.総所得額 35.基礎控除額 36.基準所得額 37.失業軽減 38.取込禁止 39.資産固定資産税額 40.個人分税額 41.共有分税額 42.住民税課税所得割 43.課税均等割 44.市町村県民税 45.更新日照会書 46.発送日 47.回答日 48.連番 49.所得更新 50.所得更新日 51.資産更新 52.資産更新日

<賦課要件>

1.記号番号 2.世帯番号 3.郵便番号 4.住所 5.世帯主名 6.世帯状況 7.世帯区分 8.世帯種別 9.軽減総所得 10.履歴番号 11.年度・区分等年度 12.異動事由 13.異動日 14.届出日 15.軽減強制 16.失業軽減者 17.軽減区分 18.旧被扶養者 19.旧被保険者 20.減免区分 21.減免率 22.過年度対象区分 23.基準所得 24.資産税 25.被保数 26.所得割 27.資産割 28.均等割 29.平等割 30.賦課合計 31.均等割軽減 32.平等割軽減 33.軽減合計 34.限度超過額 35.賦課額 36.減免額 37.年間保険税

<月別状況>

1.医療分 2.人数 3.年税額 4.12ヶ月分年度加算額 5.月割後の年税額 6.月割による増減額 7.支援金分 8.人数 9.年税額 10.12ヶ月分年度加算額 11.月割後の年税額 12.月割による増減額 13.介護分 14.人数 15.年税額 16.12ヶ月分年度加算額 17.月割後の年税額 18.月割による増減額

<緩和措置>

1.世帯員情報(被保険者含む) 2.整理番号 3.氏名 4.4月 5.4月 6.5月 7.6月 8.7月 9.8月 10.9月 11.10月 12.11月 13.12月 14.1月 15.2月 16.3月 17.軽減判定所得 18.被保険者数 19.旧被保険者数 20.合計 21.世帯主変更月 22.被用者保険の旧被扶養者 23.整理番号 24.氏名 25.開始日 26.終了日 27.申請 28.基準所得額 29.固定資産額 30.低所得者に対する軽減 31.軽減割合 32.軽減額 33.平等割 34.均等割 35.単身世帯の軽減 36.半分 37.1/4 38.旧被扶養者の軽減 39.所得割 40.資産割 41.平等割 42.均等割 43.合計

<特徴管理>

1.カナ氏名 2.氏名 3.整理番号 4.世帯番号 5.性別 6.生年月日 7.電話番号 8.記号番号 9.特徴・普徴 10.転出前 11.転入前 12.住民となった日 13.住所を定めた日 14.減異動日 15.年度 16.区分 17.作成日 18.有効・無効 19.特徴依頼日 20.中止事由 21.基礎年金番号 22.特徴義務者 23.中止月 24.年金種類 25.年金額 26.生年月日 27.性別 28.記号番号 29.氏名 30.郵便番号 31.住所

<異動事由>

1.年度 2.氏名 3.開始期 4.異動事由 5.異動日 6.届出日

<期割強制修正>

1.年度 2.記号番号 3.世帯番号 4.郵便番号 5.住所 6.世帯主名 7.世帯状況 8.世帯区分 9.世帯種別 10.履歴番号 11.年間保険税 12.全体 13.一般 14.退職 15.医療全体 16.医療一般 17.医療退職 18.支援全体 19.支援一般 20.支援退職 21.介護全体 22.介護一般 23.介護退職 24.超低年度 25.履歴番号 26.特普 27.期 28.月 29.全体 30.医療一般 31.医療退職 32.支援一般 33.支援退職 34.介護一般 35.介護退職 36.異動区分 37.合計

<税額仮計算>

1.年度 2.旧市町村 3.記号番号 4.世帯番号 5.郵便番号 6.住所 7.世帯主名 8.世帯状況 9.世帯区分 10.世帯種別 11.軽減区分 12.電話番号 13.異動日 14.氏名 15.No. 16.整理番号 17.生年月日 18.年齢 19.続柄 20.申請区分 21.軽減総所得 22.基準所得 23.資産税額 24.医療分賦課 25.加入月 26.介護賦課 27.加入月 28.退職賦課 29.加入月 30.後期賦課 31.加入月 32.旧被扶養者開始日 33.旧被扶養者終了日 34.軽減総所得(失業軽減) 35.基準所得(失業軽減) 36.失業賦課 37.加入月 38.基準所得 39.資産税 40.被保数 41.賦課合計 42.軽減・減免 43.限度超過額 44.年間保険税 45.普徴 46.1期 47.2期 48.3期 49.4期 50.5期 51.6期 52.7期 53.8期 54.9期 55.10期 56.11期 57.12期 58.13期 59.14期 60.特徴 61.1期 62.2期 63.3期 64.4期 65.5期 66.6期 67.開始期

<対象者検索キー入力>

1.カナ氏名 2.氏名 3.性別 4.生年月日 5.行政区コード 6.住所コード 7.郵便番号 8.住所 9.電話番号 10.除票区分

<所得・資産調査>

1.記号番号 2.整理番号 3.扶養情報 4.世帯番号 5.住所 6.氏名 7.性別 8.生年月日 9.電話番号 10.郵便番号 11.履歴番号 12.異動事由 13.異動事由 14.異動日 15.届出日 16.区分非課税区分 17.所得区分 18.申告区分 19.青白区分 20.No. 21.所得の内訳 22.金額 23.所得給与収入額 24.公的年金収入額 25.長期譲渡控除額 26.長期譲渡後額 27.短期譲渡控除額 28.短期譲渡後額 29.その他の所得額 30.譲渡法文コード 31.給与所得額 32.雑所得公的年金 33.給与年金外所得 34.総所得額 35.基礎控除額 36.基準所得額 37.失業軽減 38.取込禁止 39.資産固定資産税額 40.個人分税額 41.共有分税額 42.住民税課税所得割 43.課税均等割 44.市町村県民税 45.更新日照会書 46.発送日 47.回答日 48.連番 49.所得更新 50.所得更新日 51.資産更新 52.資産更新日

<該当者追加>

1.カナ氏名 2.氏名 3.性別 4.生年月日 5.行政区コード 6.住所コード 7.郵便番号 8.住所 9.電話番号 10.除票区分

<世帯情報(照会)>

1.記号番号 2.世帯番号 3.課税状況 4.現住所 5.世帯主名 6.状況 7.区分 8.種別 9.証区分 10.人数 11.住 12.世帯取得日 13.世帯喪失日 14.交付日 15.期限 16.転入前住所 17.転出前住所 18.No. 19.氏名 20.性 21.生年月日 22.年齢 23.整理番号 24.続柄 25.老 26.学 27.退 28.介 29.資 30.メモ 31.被 32.失 33.取得異動日 34.喪失移動日 35.取得届出日 36.喪失届出日 37.取得事由 38.喪失事由

<個人履歴(一覧)>

1.氏名 2.性別 3.生年月日 4.整理番号 5.No. 6.記号番号 7.世帯番号 8.旧市町村区分 9.異動事由 10.異動日 11.届出日 12.続柄 13.続柄記載順位 14.被扶加入区分 15.退 16.取得事由 17.退職事由 18.2号取得事由 19.取得異動日 20.退職該当異動日 21.2号取得異動日 22.取得届出日 23.退職該当届出日 24.2号取得届出日 25.喪失事由 26.退非事由 27.2号喪失事由 28.喪失異動日 29.退職非該当異動日 30.2号喪失異動日 31.喪失届出日 32.退職非該当届出日 33.2号喪失届出日 34.退職本人整理番号 35.年金制度 36.年金種類 37.学 38.削 39.学遠設定日 40.学遠解除日 41.卒業予定日 42.特定同一世帯日 43.後期軽減該当日 44.後期軽減非該当日(5年) 45.後期軽減非該当日(8年) 46.後期軽減非該当日(恒久) 47.更新場所 48.老 49.資 50.老人設定日 51.受給者番号 52.証抹消日 53.国保加入日 54.

退職加入日

<世帯履歴>

1.No. 2.異動事由 3.異動日 4.世帯主名 5.整理番号 6.世帯番号 7.世帯主整理番号 8.前記号番号 9.異動事由 10.異動日 11.取得異動日 12.喪失異動日 13.届出日 14.取得届出日 15.喪失届出日

<居住地情報管理>

1.氏名 2.性別 3.生年月日 4.整理番号 5.No. 6.居住地 7.採用 8.開始年月日

<メモ入力>

1.メモ登録職員 2.メモ登録可能

<旧被扶養者登録>

1.氏名 2.整理番号 3.No. 4.開始日 5.終了日 6.扶養者整理番号 7.扶養者名 8.申請区分

<非自発の失業者登録>

1.氏名 2.整理番号 3.履歴No. 4.離職年月日 5.離職時年齢 6.届出年月日 7.該当日 8.非該当(賦課軽減) 9.非該当日(課税区分) 10.申請区分)

<後期構成>

1.No. 2.氏名 3.性別 4.生年月日 5.続柄 6.整理番号 7.取得異動日 8.喪失移動日 9.軽減該当日 10.軽減非該当日(5年) 11.軽減非該当日(8年) 12.軽減非該当日(恒久)

<退職構成>

1.No. 2.氏名 3.性別 4.生年月日 5.続柄 6.整理番号 7.退職区分 8.該当事由 9.非該事由 10.該当異動日 11.非該当異動日 12.該当届出日 13.年金制度 14.年金種類

<2号構成>

1.No. 2.氏名 3.性別 4.生年月日 5.続柄 6.整理番号 7.2号取得事由 8.喪失事由 9.取得異動日 10.喪失異動日 11.取得届出日 12.喪失届出日 13.摘除 14.開始事由 15.終了事由 16.開始日 17.終了日 18.開始届出日 19.終了届出日

<世帯情報(員番)>

1.No. 2.員番 3.整理番号 4.続柄 5.氏名 6.性別 7.生年月日<口座情報>

1.口座情報 2.銀行名 3.支店名 4.種類 5.口座番号 6.名義人 7.更正年月日 8.開始年月日 9.終了年月日 10.納組情報 11.納組 12.更正年月日 13.開始年月日 14.終了年月日 15.送付先情報 16.送付先

<課税詳細>

1.記号番号 2.世帯番号 3.現住所 4.世帯主名 5.状況 6.区分 7.種別 8.対象年度 9.課税状況 10.前期高齢者No. 11.氏名 12.月 13.区分 14.世帯員No. 15.整理番号 16.氏名 17.生年月日 18.性 19.存在 20.月 21.区分

<特徴管理情報>

1.カナ氏名 2.氏名 3.整理番号 4.世帯番号 5.性別 6.生年月日 7.電話番号 8.記号番号 9.特徴・普徴 10.転出前 11.転入前 12.住民となった日 13.住所を定めた日 14.減異動日 15.年度 16.区分 17.作成日 18.有効・無効 19.特徴依頼日 20.中止事由 21.基礎年金番号 22.特徴義務者 23.中止月 24.年金種類 25.年金額 26.生年月日 27.性別 28.記号番号 29.氏名 30.郵便番号 31.住所

<特徴情報作成>

1.区分 2.通知区分 3.年度 4.依頼登録年月 5.通知作成日 6.整理番号 7.基礎年金番号 8.通知作成日 9.氏名 10.住所 11.各種区分 12.金額1 13.金額2 14.金額3 15.年月日

<特徴可能世帯抽出>

1.年度 2.生年月日 3.No. 4.記号番号 5.整理番号 6.世帯主氏名 7.住所 8.区分 9.中止理由 10.強制

<特徴結果振込>

1.整理番号 2.基礎年金番号 3.氏名 4.住所

<特徴可能世帯確認>

1.年度 2.カナ氏名 3.区分 4.記号番号 5.氏名 6.中止理由 7.整理番号 8.性別 9.世帯番号 10.生年月日 11.No. 12.記号番号 13.整理番号

14.世帯主氏名 15.住所 16.区分 17.中止理由 18.強制 19.処理年月日

<特徴情報更正処理>

1.カナ氏名 2.性別 3.生年月日 4.郵便番号 5.カナ住所 6.年度 7.整理番号 8.基礎年金番号 9.全件 10.不突合者 11.突合者 12.整理番号 13.区分 14.特徴義務者 15.年金 16.生年月日 17.性 18.氏名 19.前年突合 20.基礎年金番号 21.郵便番号 22.住所

<特例者情報管理>

1.No. 2.記号番号 3.整理番号 4.氏名 5.住所 6.開始年月日 7.開始事由 8.解除年月日 9.解除事由

<賦課その他処理>

1.対象年齢 2.所得照会関係 3.所得照会書一括発行 4.マル学、マル遠、施設入所 5.抽出開始日 6.抽出終了日 7.未申告案内 8.回答日 9.マル学住所管理 10.照会先住所管理 11.所得資産更正者一覧表 12.異動日

<被扶養者一括入力>

1.課税年度 2.生年月日 3.住民税データ無し 4.整理番号 5.カナ氏名 6.住所コード 7.No. 8.整理番号 9.記号番号 10.世帯番号 11.世帯主氏名 12.漢字氏名 13.生年月日 14.No. 15.整理番号 16.記号番号 17.世帯番号 18.世帯主氏名 19.漢字氏名 20.生年月日

<2割申告一括入力>

1.課税年度 2.整理番号 3.処理日 4.カナ氏名 5.生年月日 6.No. 7.整理番号 8.記号番号 9.世帯番号 10.世帯主氏名 11.漢字氏名 12.生年月日 13.No. 14.整理番号 15.記号番号 16.世帯番号 17.世帯主氏名 18.漢字氏名 19.生年月日 20.性別

<所得・資産要件(未加入者入力)>

1.記号番号 2.整理番号 3.扶養情報 4.世帯番号 5.住所 6.氏名 7.性別 8.生年月日 9.電話番号 10.郵便番号 11.履歴番号 12.異動事由 13.異動事由 14.異動日 15.届出日 16.区分非課税区分 17.所得区分 18.申告区分 19.青白区分 20.No. 21.所得の内訳 22.金額 23.所得給与収入額 24.公的年金収入額 25.長期譲渡控除額 26.長期譲渡後額 27.短期譲渡控除額 28.短期譲渡後額 29.その他の所得額 30.譲渡法文コード 31.給与所得額 32.雑所得公的年金 33.給与年金外所得 34.総所得額 35.基礎控除額 36.基準所得額 37.失業軽減 38.取込禁止 39.資産固定資産税額 40.個人分税額 41.共有分税額 42.住民税課税所得割 43.課税均等割 44.市町村県民税 45.更新日照会書 46.発送日 47.回答日 48.連番 49.所得更新 50.所得更新日 51.資産更新 52.資産更新日

<住記異動者一覧>

1.処理日 2.外国人区分 3.本庁・支所 4.届 5.事由 6.氏名 7.カナ氏名 8.続柄 9.世帯番号 10.生年月日 11.性別 12.存 13.整理番号

<課税状況集計表>

1.年度 2.種別

<税スベック>

1.課税・軽減 2.登録状態 3.年度 4.旧市町村 5.登録済年度 6.旧市町村 7.課税方式 8.年 9.通常期数 10.仮算定期間 11.本算定期間 12.随時期数 13.軽減タイプ 14.課税方式 15.軽減制度 16.税科方式 17.住民税流用区分 18.期・月フラグ 19.固定資産流用区分 20.遡及年月 21.税率 22.応能割 23.所得割 24.資産割 25.応益割 26.均等割 27.平等割 28.賦課最高限度額 29.軽減 30.均等割軽減額 31.平等割軽減額 32.軽減判定基準額 33.控除・その他 34.給与特別控除限度額 35.率 36.基礎控除 37.公的年金経過措置額 38.世帯主課税 39.所得照会 40.世帯記号区分 41.収納即時作業 42.収納整理番号採番 43.未申告区分

<税率算定>

1.税率登録 2.医療 3.処分区 4.計算区分 5.年度 6.年度 7.旧市町村 8.登録状況 9.処理区分 10.旧市町村 11.課税方式 12.処理区分 13.計算区分 14.処理年度 15.旧市町村 16.課税方式 17.税科区分 18.軽減タイプ 19.軽減制度 20.税率 21.応能割 22.所得割 23.資産割 24.応益割 25.均等割 26.平等割 27.課税最高限度額 28.軽減 29.均等割軽減額 30.平等割軽減額 31.軽減判定基準額 32.支援金 33.応能割 34.所得割 35.資産割 36.応益割 37.均等割 38.平等割 39.賦課最高限度額 40.軽減 41.均等割軽減額 42.平等割軽減額 43.2号 44.応能割 45.所得割 46.資産割 47.応益割 48.均等割 49.平等割 50.賦課最高限度額 51.軽減 52.均等割軽減額 53.平等割軽減額 54.総所得 55.基準所得 56.資産税 57.市町村民税 58.市町村県民税 59.軽減総所得 60.総所得 61.基準所得 62.資産税 63.市町村民税 64.市町村県民税 65.所得割 66.資産割 67.年間保険税 68.調定期以降 69.期別振替限度額 70.一般退職振分区 71.年税額算定区分 72.1期 73.2期 74.3期 75.4期 76.5期 77.6期 78.7期 79.8期 80.9期 81.10期 82.11期 82.12期 83.13期 84.14期 85.仮算定保険税 86.仮算定期別端数 87.仮算定期別振区分 88.仮算定限度額 89.仮算定上昇率 90.仮算定賦課算定区分 91.M表 期日 92.M表 区分 93.応能割 94.所得割 95.資産割 96.応益割 97.均等割 98.平等割 99.課税最高限度額 100.軽減 101.均等割軽減額 102.平等割軽減額 103.総所得 104.基準所得 105.資産税 106.市町村民税 107.市町村県民税 108.所得割 109.資産割 110.年間保険税 111.調定期以降 112.期別振替限度額 113.仮算定保険税 114.仮算定期別端数 115.仮算定期別振区分 116.仮算定限度額 117.仮算定上昇率 118.仮算定賦課算定区分 119.到達年齢 120.2号到達年齢 121.1号到達年齢 122.応能割 123.所得割 124.資産割 125.応益割 126.均等割 127.平等割 128.課税最高限度額 129.軽減 130.均等割軽減額 131.平等割軽減額 131.総所得 132.基準所得 133.資産税 134.市町村民税 135.市町村県民税 136.所得割 137.資産割 138.年間保険税 139.調定期以降 140.期別振替限度額 141.仮算定保険税 142.仮算定期別端数 143.仮算定期別振区分 144.仮算定限度額 145.仮算定上昇率 146.仮算定賦課算定区分 147.下限生年月日 148.特別徴収期別端数

【固定資産税・都市計画法】

<土地課税情報>

1.個人番号 2.所在地 3.課税年度 4.異動事由 5.異動年月日 6.原因年月日 7.現況地目 8.登記地目 9.国調区分 10.課税地積 11.登記地積 12.区分 13.住宅地積 14.総床面積 15.居宅床面積 16.小規模 17.一般 18.非住宅 19.画地番号 20.戸数 21.想定整形地積 22.画地内地積 23.非課税 24.宅地比準 25.市街化区分 26.都市計画区分 27.用途地区 28.形態 29.小地目 30.農地区分 31.特例軽減1 32.特例軽減2 33.国際ホテル区分 34.取得年月日 35.市街化線引 36.旧市町村 37.標準地番号 38.路線番号 39.造成費番号 40.状況類似番号 41.38年 42.前基準年 43.今基準年 44.所有者漢字氏名 45.所有者住所 46.納税義務者漢字氏名 47.納税義務者住所 48.新旧所在地 49.路線

化情報 50.固定課税標準額 51.都計課税標準額 52.固定資産負担水準 53.都市計画負担水準 54.評価額 55.単価 56.補正コード 57.不整形率 58.広大地補正率 59.不均一税率 60.固定負担調整 61.都計負担調整

<家屋課税情報>

1.個人番号 2.課税年度 3.異動事由 4.異動年月日 5.原因年月日 6.資産番号 7.建築 8.棟番号 9.家屋番号 10.所在地 11.その他所在地 12.画地番号 13.登記区分 14.1階床面積 14.1階以外床面積 15.計算 16.居宅部分 17.新築軽減 18.特例軽減 19.その他軽減 20.軽減特例 21.軽減特例2 22.軽減特例開始年 23.軽減特例2開始年 24.建築年月日 25.計算用建築年 26.構造 27.鉄骨 28.評価種類 29.主体種類 30.その他種類 31.一棟表示 32.経過年数 33.非課税 34.プレハブ 35.市街化 36.都市計画 37.共有住宅戸数 38.屋根 39.階数地上 40.地下 41.不均一税率固定 42.不均一税率都計 43.都市計画法 44.再建築評点数 45.単価 46.経年補正 47.積雪補正 48.特別補正 49.需給補正 50.一点補正 51.評価年 52.減失年 53.国際ホテル区分 54.旧市町村 55.決定価格 56.旧評価額 57.理論評価額 58.課税水準 59.固定資産課税標準額 60.都市計画課税標準額 61.新築軽減対象課税標準額 62.特例軽減対象課税標準額 63.その他軽減対象課税標準額 64.登記1階床面積 65.登記1階以外床面積 66.登記建築年月日 67.登記構造 68.登記主体種類 69.登記その他種類 70.登記屋根 71.登記階数地上 72.登記階数地下 73.所有者漢字氏名 74.所有者住所 75.納税義務者漢字氏名 76.納税義務者住所

<償却資産課税情報>

1.個人番号 2.資産番号 3.資産名称 4.種類 5.数量 6.取得年月日 7.取得価格 8.明細区分 9.異動事由 10.耐用年数 11.切替年度 12.耐用年数 13.軽減特例 14.軽減特例開始年 15.軽減特例2 16.軽減特例2開始年 17.軽減特例3 18.軽減特例3開始年 19.国際ホテル区分 20.非課税 21.今年度理論帳簿価格 22.今年度評価額 23.前年度理論帳簿価格 24.前年度評価額 25.決定価格 26.課税標準額 27.不均一税率 28.旧市町村 29.増加償却区分 30.増加償却率 31.増加償却適用期間 32.所有者漢字氏名 33.所有者住所 34.納税義務者漢字氏名 35.納税義務者住所 36.構築物件数 37.構築物評価額 38.構築物理論帳簿価額 39.構築物決定価格 40.構築物課税標準額 41.構築物特例課税標準額 42.機械・装置件数 43.機械・装置評価額 44.機械・装置理論帳簿価額 45.機械・装置決定価格 46.機械・装置課税標準額 47.機械・装置特例課税標準額 48.船舶件数 49.船舶評価額 50.船舶理論帳簿価額 51.船舶決定価格 52.船舶課税標準額 53.船舶特例課税標準額 54.航空機件数 55.航空機評価額 56.航空機理論帳簿価額 57.航空機決定価格 58.航空機課税標準額 59.航空機特例課税標準額 60.車両・運搬具件数 61.車両・運搬具評価額、車両・運搬具理論帳簿価額 62.車両・運搬具決定価格 63.車両・運搬具課税標準額 64.車両・運搬具特例課税標準額 65.工具・器具・備品件数 66.工具・器具・備品評価額 67.工具・器具・備品理論帳簿価額 68.工具・器具・備品決定価格 69.工具・器具・備品課税標準額 70.工具・器具・備品特例課税標準額 71.市町村決定件数 72.市町村決定評価額 73.市町村決定理論帳簿価額 74.市町村決定決定価格 75.市町村決定課税標準額 76.市町村決定特例課税標準額 77.大臣配分決定価格 78.大臣配分課税標準額 79.知事配分決定価格 80.知事配分課税標準額 81.合計件数 82.合計評価額 83.理論帳簿価額 84.合計決定価格 85.合計課税標準額 86.合計特例課税標準額

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名							
税情報ファイル							
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）							
リスク： 目的外の入手が行われるリスク							
リスクに対する措置の内容	1 本人等からの入手 <ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口での申請書等の受付の場合は記載指導により本人以外の情報を記載させないようにする。 ・ 窓口での個人番号カードその他本人確認書類の確認を厳格に取扱職員に行わせる。 ・ 本人が本人以外の情報を誤って記載することがないように記載要領を充実する。 2 本市他部署、官公署等、他団体等及び民間事業者からの入手 <ul style="list-style-type: none"> ・ eLTAX・国税連携等を通じて提出された課税資料の個人番号及び基本4情報は、本市保有情報と手順書に基づいたバッチ処理によって突合し、チェックした上で入手している。 ・ 本市の課税対象者以外の課税資料が誤って本市に送付されてきた場合、速やかに該当の市区町村に回送する。 						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1) 特に力を入れている</td> <td>2) 十分である</td> </tr> <tr> <td>3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
＜選択肢＞							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							
本人以外又は必要な情報以外を入手しないよう、取扱職員に対する教育を行う。							
3. 特定個人情報の使用							
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク							
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法第22条において、秘密漏えいに関する罪が規定されており、法の順守を徹底するよう指導している。 ・ 事務に必要なファイルのみにアクセスでき、必要のない情報にアクセスできないように制限している。 						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1) 特に力を入れている</td> <td>2) 十分である</td> </tr> <tr> <td>3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
＜選択肢＞							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク							
ユーザ認証の管理	[行っている] <table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1) 行っている</td> <td>2) 行っていない</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 行っている	2) 行っていない		
＜選択肢＞							
1) 行っている	2) 行っていない						
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ ユーザーIDとパスワードによる認証を行っている。 ・ 認証後は、ユーザー毎に利用可能な機能を制限している。 						
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ システムの操作履歴(操作ログ)を記録し、適宜、確認する。 ・ システムを利用する職員に対して研修会を開催し、事務外利用の禁止等について指導する。 						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1) 特に力を入れている</td> <td>2) 十分である</td> </tr> <tr> <td>3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
＜選択肢＞							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目的外使用の禁止 ・ 第三者への提供の禁止 ・ 複製の禁止 ・ 再委託の禁止 ・ 保管場所のセキュリティ対策 ・ セキュリティに関する従業員教育 ・ 立ち入り検査の実施 ・ 損害賠償責任 ・ 返還及び廃棄 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書において委託元の承諾を受けることを要件としており、第三者への委託承諾申請書、委託先と再委託先との個人情報の機密保持に関する協定書、委託先代表者及び再委託先の従業員については規約等に関する誓約書を事前に提出させ、再委託先も委託先同様の安全管理措置を遵守することを確認する。 	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び条例に基づき認められる特定個人情報の提供及び移転については、申請が必要であり、審査の結果、承認されたものについてのみデータの提供及び移転を行っている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>① 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会許可照合リストとの照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。よって、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>② 中間サーバーの職員承認・権限管理機能では、ログイン時の職員承認の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>
--------------	---

リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
-------------	---

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>① 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>② 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③ 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④ 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能</p>
--------------	--

リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
-------------	---

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- 1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置
 - ① 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
 - ② 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。
- 2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置
 - ① 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
 - ② 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
 - ③ 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
 - ④ 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

・ 停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、電源の二重化、自家発電設備を設けている。
 ・ 火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。

8. 監査

実施の有無 [] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・ 職員に対しては、研修を実施している。 ・ 委託業者に対しては、機密保持契約の締結を義務付けている。	

10. その他のリスク対策

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	白山市総務部総務課 〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目1番地 電話番号 076-274-9510
②請求方法	白山市個人情報保護条例に基づき、指定様式による書面の提出により開示、訂正及び利用停止の請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	白山市総務部納税課 白山市総務部市民税課 白山市総務部資産税課 白山市健康福祉部保険年金課 〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目1番地 電話番号 納税課 076-274-9504 市民税課 076-274-9514 資産税課 076-274-9524 保険年金課 076-274-9521
②対応方法	<ul style="list-style-type: none">・ 問い合わせを受け付ける都度、受付票に記載し、対応について記録を残す。・ 情報漏洩等の重大な事案に関する問い合わせについて、関係先等に事実確認を行うための標準的な処理期間を定めている。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年11月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月25日	I 6 ②所属長	納税課長 中江 秀久 市民税課長 瀬川 由博 資産税課長 松田 栄司 保険年金課長 森 裕志	納税課長 松本 昭一 市民税課長 川畑 浩 資産税課長 中村 雅俊 保険年金課長 黒田 治伸	事後	事前通知事項に当たらないため
平成29年4月1日	I 4 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第一の16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条 	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第一(16の項) 	事後	事前通知事項に当たらないため
平成29年4月1日	I 5 ②法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号及び別表第二の27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条 <p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号及び別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117及び120の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第25条、第28条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第44条、第45条、第47条、第49条、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条及び第59条 	<p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号及び別表第二(27の項) <p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号及び別表第二(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) 	事後	事前通知事項に当たらないため

平成29年4月1日	I 6 ②所属長	納税課長 松本 昭一 市民税課長 川畑 浩 資産税課長 中村 雅俊 保険年金課長 黒田 治伸	納税課長 堀 修一 市民税課長 川畑 浩 資産税課長 中村 雅俊 保険年金課長 黒田 治伸	事後	事前通知事項に当たらないため
平成29年4月1日	(別紙2)	健康福祉部健康増進課	健康福祉部いきいき健康課	事後	事前通知事項に当たらないため
平成30年4月1日	I 2 システム1 ① 1 ④納付書及び納税証明発行機能	紛失者等への再発行納付書の作成、申請による賦課徴収情報に基づく納税証明書証明書を発行する。	紛失者等への再発行納付書の作成、申請による賦課徴収情報に基づく納税証明書を発行する。	事後	事前通知事項に当たらないため
平成30年4月1日	I 6 ②所属長	納税課長 堀 修一 市民税課長 川畑 浩 資産税課長 中村 雅俊 保険年金課長 黒田 治伸	納税課長 北 芳徳 市民税課長 清水 一規 資産税課長 中村 雅俊 保険年金課長 黒田 治伸	事後	事前通知事項に当たらないため
令和1年6月27日	I 6 ②所属長の役職名	納税課長 北 芳徳 市民税課長 清水 一規 資産税課長 中村 雅俊 保険年金課長 黒田 治伸	課長	事後	重要な変更項目でないため
令和1年6月27日	II 4 委託事項3 ④	再委託しない	再委託する	事後	事前通知事項に当たらないため
令和1年6月27日	II 4 委託事項3 ⑤		委託先から再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等により判断の上、本市、委託業者、再委託業者の間で個人情報の機密保持に関する協定を結び、委託業者に第三者への委託承諾申請書を提出させ協定を結ぶ。	事後	事前通知事項に当たらないため
令和1年6月27日	II 4 委託事項3 ⑥		審査及び年金特徴、共通納税、国税連携サービスの利用における現地対応作業	事後	事前通知事項に当たらないため

令和5年1月5日	I 1 ②事務の内容 2	2 徴収事務 ① 収滞納状況の調査照会 ② 滞納者の財産調査照会及び実態調査照会 ③ 納付書等の返戻時の調査	2 徴収事務 ① 収納、還付、充当等の収納管理 ② 滞納状況の調査照会 ③ 滞納者の財産調査照会及び実態調査照会 ④ 納付書等の返戻時の調査	事後	事前通知事項に当たらないため
令和5年1月5日	I 5 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号及び別表第二(27の項) (情報提供の根拠) ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号及び別表第二(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	(情報照会の根拠) ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号及び別表第二(27の項) (情報提供の根拠) ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号及び別表第二(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項)	事後	事前通知事項に当たらないため
令和5年1月5日	II 5 提供・移転の有無	[○] 提供を行っている(57件) [○] 移転を行っている(23件)	[○] 提供を行っている(63件) [○] 移転を行っている(24件)	事後	事前通知事項に当たらないため